

識学 GrowthMarketing 利用規約

第1条（目的）

この規約は、株式会社識学（以下「当社」といいます）が提供する識学 GrowthMarketing（以下「本サービス」といいます）の利用について定めるものです。以下この規約を「本規約」といい、本規約に基づく当社と利用者との間の契約を「本契約」といいます。

第2条（定義）

本サービスとは、当社が当社の持つ識学のノウハウに基づき利用者に対して行うマーケティング活動に関するコンサルティング及び BPO 業務全般をいいます。

第3条（役務の内容）

1. 本サービスにより提供される役務（以下「本役務」といいます）の内容は次の各号の通りとします。詳細は、別紙（当社が利用者に提示した営業資料）のとおりとします。
 - ① 戦略設計フェーズ / SGM 戦略・組織設計バック
 - ② 実行支援フェーズ / SGM コンサルティング・パック
 - ③ 実行支援フェーズ / SGM BPO オプションサービス
 - ④ SGM 代理販売 / Bow Now
 - ⑤ SGM 代理販売 / LP Builder
 - ⑥ SGM トライアル（アセスメント&レビュー）
 - ⑦ その他前各号に付帯する本サービスおよび当社が定めた役務
2. 前項に定めのない業務については、当社と利用者が協議し定めるものとします。

第4条（役務の提供場所および期間）

1. 本役務を提供する場所は、当社と利用者が協議し定めた場所とします。
2. 本サービスは、発注書受領後に当社と利用者との間で打ち合わせした日程で行うものとします。なお、第3条1項①は、役務提供開始日から最長でも16週（「以下「最長期間」といいます）の間に完了するものとします。
3. 当社都合以外の事由により、最長期間を超えた場合には、役務の提供を保証致しかねます。
4. 役務提供開始後、当社より毎月末から3営業日以内に役務提供状況を確認するメールを送付します。内容に相違があるか確認頂き、メール受領日から3営業日以内にご返信ください。なお、3営業日以内に本役務の提供に係る不備や不足の存

在および内容について明記されたご返信が無い場合、提供内容に問題が無かったものとみなされます。

5. 役務提供完了後、すべての役務提供が完了した旨を証する書面を送付しますのでご返信ください。なお、3 営業日以内にご返信がない場合、すべての役務提供が不備や不足なく本契約に従い完全に履行されたものとみなされます。

第 5 条（料金および支払方法）

1. 本役務の料金は、当社が別途定めた料金表の通りとします。
2. 前項の料金は、当社により適宜変更することがあります。
3. 本役務の料金の支払いは当社の指定する口座に振り込むこととします（振込手数料は利用者負担とします）。また、第 4 条により、定めた場所が当社の営業拠点から 100km 圏外となる場合、利用者は当社に対し、別途出張基本料金・往復交通費・場所代・宿泊費等を支払うものとします。なお、当社が定めた支払期日を超過しても本役務の料金の支払いが行われない場合は、本サービスの役務の提供を停止する可能性があります。
4. 分割での支払いに関して、利用者都合による支払い遅延が 1 回でも発生した場合、何らの催告を要することなく期限の利益を喪失するものとし、利用者は直ちに料金全額を支払うものとします。
5. 契約締結後に消費税法改正に伴い消費税率が変更され、契約成立後に請求させて頂いた消費税の金額と、現実にご負担頂くべき消費税の金額に差額が生じる可能性があります。なお、消費税額に差額が生じた場合には、税率変更日以降に差額分を請求させていただきます。
6. 支払期日までに本役務の料金の支払いが行われない場合、期日の翌日から支払い完了日まで、年 14.6%の遅延損害金が発生します。

第 6 条（解約について）

1. 利用者は、解約希望日の 1 か月前までに当社に書面又は電磁的方法で通知することにより、本契約を解約することができるものとします。ただし、本役務の提供期間中に解約される場合でも、当社が解約時まで受領した料金については返金しないものとします。
2. 前項本文に基づく本契約の解約日が月の末日以外の日である場合、利用者は解約日が属する月の料金の全額を当社に支払う（支払い済みの場合は当社は返金しない）ものとします。

第 7 条（再委託）

1. 当社は、本役務の全部または一部を自らの責任および管理のもと、利用者の事前承諾なく第三者に再委託することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき、本業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、当該第三者にも本契約を順守させるものとします。

第8条（秘密情報・個人情報の定義）

1. 秘密情報とは、利用者および当社が、相手方から提供された情報および本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報および秘密とされるべき情報をいいます。ただし、そのうち開示することとなった当事者が事前に秘密情報から除外することにつき承諾した情報については除外します。
2. 個人情報とは、利用者および当社が、相手方から提供された情報および本規約に関連する情報、ならびにその関係者に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できない場合であってもほかの情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）をいいます。

第9条（秘密情報等の開示、漏えい、目的外使用の禁止）

利用者および当社は、秘密情報・個人情報について厳密に秘密を保持し、第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本規約の目的以外に使用しないものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本規約のほか、個人情報保護方針に従って個人情報を取り扱います。
2. 利用者は、本サービスの利用の前に、当社ホームページ上で個人情報保護方針を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。本サービスの利用を開始した場合、個人情報保護方針に同意したものとみなされます。※当社個人情報保護方針(<https://corp.shikigaku.jp/privacy>)
3. 利用者は、本サービスを通じて得た当社およびその関係者に係る個人情報に関し、本サービスの利用の範囲内においてのみ利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

第11条（契約解除）

1. 利用者が支払期日までに本サービスの料金の支払いを1回でも行わない場合、当社は、催告を要することなく、直ちに、当該利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含むすべての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。
2. 利用者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、利用者が本条項に反した行為を行った場合、当社は、催告を要することなく、直ちに当該利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含むすべての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。また、利用者の行為によって当社に損害が生じたときは、契約が解除されたとしても、利用者は、その損害を賠償する責任を免れることはできません。
 - ① 当社またはその関係者の財産、プライバシーを侵害し、または損害するおそれのある行為
 - ② 当社またはその関係者を誹謗中傷し、または名誉を傷つける行為
 - ③ 本規約に違反し、または違反するおそれのある行為
 - ④ 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
 - ⑤ 利用者が反社会勢力（第14条第1項で定めます）に属する、または、属すると認められる行為および反社会的勢力の補助等の当該活動に加担する行為
 - ⑥ 事前の書面の承諾なく本サービス内で伝えるノウハウを利用者が属する組織以外で再利用する行為（有償・無償問わず、セミナーや講演会等も含む）
 - ⑦ 本サービス内容の録画行為
 - ⑧ 復習を行う目的以外での本サービス内容の録音行為その他前各号に準ずる行為

第12条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）

1. 利用者は、当社(株式会社識学)及び当社パートナー企業(株式会社 P-UP neo)の従業員（退職日から1年間を経過していない者を含む）を、利用者（関連会社を含む。以下同じ）で雇用すること、又は利用者と業務委託契約、その他の当該従業員が関連する何らかの役務を提供する業務を行う契約を締結してはならないものとします。
2. 利用者が前項に違反したときは、利用者は当社又は当社パートナー企業に対し、違約金として、金 600 万円又は当該従業員等の前の1年間の報酬額（賞与金額を含む。）相当の金額のいずれか高い金額を違約金として支払うものとします。

第 13 条（競業避止義務）

利用者は、本契約期間中および本契約終了後 3 年間は、当社が提供する本サービスと同一または市場が競合する事業を、自ら営まず、また、第三者が営む当該事業に関与（業務委託契約、雇用契約、その他契約名称の如何を問いません）をしてはなりません。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および当社は、それぞれの相手方またはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに書面による通知をもって、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」といいます）に属すると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は背迫的言辞を用いたとき
2. 利用者および当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じてでも何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならないものとします。

第 15 条（免責事項）

1. 当社は利用者に対して本サービスに関して情報を提供するにあたってはその正確性および網羅性について精査するよう努めますが、当社はこれらの事項について保証するものではなく、利用者が当該情報を利用した結果として一定の成果が得られることを保証するものではありません。利用者は当社が本サービスを通じて提供した情報について、自己の判断と責任において利用するものとします。したがって、当社が提供した情報に不備があり、または利用者が当該情報を利用した結果として期待した成果が得られなかったとしても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社による本サービスの提供に関し、利用者または利用者の関連会社、それらの役員、従業員、代理人およびアドバイザー（以下「利用者関係者」といいます）

が何らかの損失、損害または費用（弁護士費用を含む）を被った場合でも、当社または当社の役員若しくは従業員に故意または重過失による本契約または法令の違反がある場合を除き、利用者関係者は、当社または当社の当社関係者に対し何らの請求を行うことはできず、当社はこれらにつき一切の責任を負わないものとします。

3. 本契約に関連して当社が利用者に対して賠償責任を負う場合であっても、直接、通常かつ現実に生じた損害についてのみ賠償責任を負うものとし、その賠償額は当該損害発生までに当社が利用者から現実に収受した料金の総額を上限とします。

第 16 条（権利の帰属）

1. 利用者は、(i) 当社が本サービスに関して利用者に対して提供する資料、ノウハウ、その他の情報（書面、電子的記録、口頭その他の方法で提供されるものを含みます。）に係る知的財産権（著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。））ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の知的財産権およびこれらを受ける権利、ノウハウを含みます。以下「本知的財産権」といいます。）が当社に帰属していること、(ii) 利用者は本規約その他の書面または電磁的記録（以下「書面等」といいます。）により当社が明示的に許諾した範囲でのみ本知的財産権を利用することができること、ならびに(iii) 当社が書面等により明示的に別段の意思表示を行った場合を除き、これらの権利が利用者に帰属および移転しないことを確認し、予め同意するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本役務の提供に際して新たに作成される次の各号に掲げる成果物に係る知的財産権については、利用者に帰属するものとします。ただし、汎用的に利用可能な成果部分についてはこの限りでなく、当該成果部分に係る知的財産権については当社に留保されるものとし、前項に準じて利用者は当該成果部分を利用することができるものとします。
 - ① マーケティング戦略設定で作成した資料および当該資料に含まれる情報（戦略設計図、フレームワーク等）
 - ② 本役務の提供の過程で得た利用者の見込み顧客に係る情報
 - ③ その他、広告クリエイティブや見込み顧客獲得のためのデジタルコンテンツ

第 17 条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所、東京簡易裁判所または立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 18 条（存続条項）

第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条および本条の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

【2025 年 3 月 13 日 改定】

【2025 年 5 月 28 日 改定】

【2025 年 6 月 25 日 改定】